

24-99

天至公教要理

耶穌基督降生一千九百拾壹年

天主教要理

東京大司教方濟各出版認可

198.2 Te 147t

天主教要理目錄

緒言

第一部

使徒信經の事

第一條 天地の創造主全能の天主の事

第二項 三位一體の事

第三項 及び主の事

第四項 天の使の事

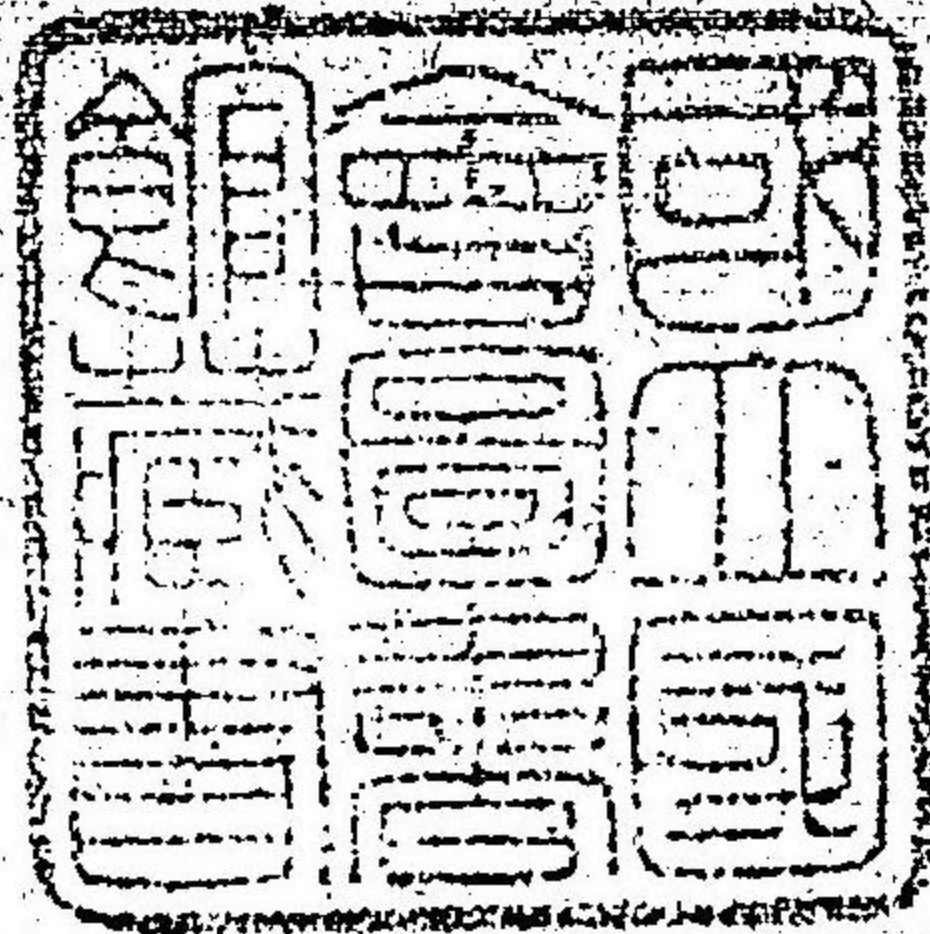
第五項 人の祖の罪の事

第六項 舊約時代の事

第七項 我等の主耶穌基督の事

天主教要理目錄

一 四 五 同 同 七 八 十 十 十 十 九 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁



336888

第三條	御托身の立義の事	二十丁
第四條	耶穌基督の略傳	二十三丁
第五條	耶穌基督の御受難の事	二十七丁
第六條	御復活の事	三十丁
第七條	御昇天の事	三十二丁
第八條	審判の事	三十四丁
第九條	聖靈の事	三十六丁
第十條	聖公會諸聖人の通功の事	三十七丁
第十一項	教會の事	三十八丁
第十二項	眞誠の教會の符號の事	四十丁
第十三項	諸聖人の通功の事	四十四丁
第十四條	罪の赦免の事	四十五丁

第十一條	肉身の復活の事	同丁
第十二條	終なき生命の事	四十六丁
第二部	守る可き事	四十七丁
天主の十誠の事		同丁
第一誠の事	天使聖人を尊敬し之に祈る事	四十九丁
第二誠の事		五十一丁
第三誠の事		五十三丁
第四誠の事		五十五丁
第五誠の事		五十六丁
第六誠の事		六十丁
第七誠の事		六十二丁
第七誠の事		六十三丁

第八誠の事	第六十四丁
第九誠の事	六十五丁
第十誠の事	六十六丁
聖會の六の制令の事	同丁
第一の第二の制令の事	六十七丁
第三の第四の制令の事	六十九丁
第五の第六の制令の事	七十丁
誠に背く事即ち罪の事	七十二丁
罪源の事	七十五丁
基督信者の徳の事	七十六丁
聖寵を得るの道	八十一丁
聖寵の事	同丁

秘蹟の事	八十三丁
洗禮の事	八十四丁
聖振の事	八十八丁
聖體の事	九十一丁
聖體の内にイエズスキリストの存在の事	九十一丁
第二項	九十三丁
第三項	九十五丁
悔悛の事	九十八丁
第一項	九十九丁
第二項	百丁
第三項	百三丁
糺明の事	九十九丁
痛悔の事	百丁
告白の事	百三丁
彌撒聖祭の事	九十三丁
聖體拜領の事	九十五丁

第四項 債の事

百七丁

贖宥の事

百八丁

終油の事

百十丁

品級の事

百十二丁

婚姻の事

百十三丁

祈禱の事

百十五丁

主禱文の事

百十六丁

第一項 天使祝詞の事

百二十丁

第二項 信者日々の務の事

百廿二丁

附録 主要なる祈禱

百廿五丁

主禱文

百廿六丁

同

同丁

目録

終録

天使祝詞

同丁

使徒信經

百廿七丁

告白の祈禱

同丁

信徳誦

百廿八丁

望徳誦

同丁

愛徳誦

百廿九丁

痛悔の祈禱

同丁

天主教要理

緒言

○ 人に最も肝要なるものは何ぞや

△ 人に最も肝要なるものは宗教なり

○ 何故に宗教は最も肝要なるや

△ 宗教の最も肝要なる故は人は宗教に依らざれば人の道を全く

守り又眞の幸福を得ること能はざるが故なり

○ 何故人の道を全く守るに宗教に依るべきや

△ 人の道を全く守るに宗教に依るべきは人は如何に智慧學問あ

るも如何に五倫の道を守るも宗教に依らざれば靈魂のことと

天主に對するの務を辨へざるが故なり

○ 何故眞の幸福を得るに宗教に依るべきや

緒言

△眞の幸福を得るに宗教に依るべきは宗教に依らざれば此世に於て罪の赦宥を得る道なく従つて後の世に於て眞の幸福を得ること能はざるが故なり

○何れの宗教も人の道を全く守り又眞の幸福を得せしむるや

△何れの宗教も人の道を全く守り又眞の幸福を得せしむるにあらず只眞の宗教に限るなり

○眞の宗教は數多あるや

△眞の宗教は唯一つあるのみ如何となれば眞の神は一眞の道理は一人の道も一なるが故なり

○眞の宗教は何なるや

△眞の宗教は即ち公教是なり

○公教とは何ぞや

△公教とは天主即ち眞の神が世の始より顯はして萬民の救済の爲に授け給ひし教なり

○公教の訓ふる所は幾部に分つや

△公教の訓ふる所は凡そ三部に分つ第一信すべき事第二守るべき事第三聖籠を得るの道是なり

公教要旨

第一部 信すべき事

● 人の信すべき箇條は何の經文に記されたるや

▲ 人の信すべき箇條は十二人の使徒の作られし信經に略まし記

されたり

● 使徒信經は如何に誦ふるや

▲ 我は天地の創造主全能の父なる天主を信す、又其御獨子我等の

主イエズス、キリスト、即ち聖靈に由りて孕り童貞マリアより生

れ、ボンシヨ、ピラトの管下にて苦を受け十字架に釘られ死して

葬られ、古聖所に降りて三日目に死者の中より生ける人と死せる人

を審かん爲に來り給ふ主を信す、我は聖靈、聖公會諸聖人の通功、

罪の赦免、肉身の復活、終なき生命を信じ奉つる、アーメン

使徒信經の事

第一條 我は天地の創造主全能の父なる天主を信す

第一項 天主の事

● 天主とは誰にてましますや

▲ 天主は天地萬物を造り之れを主宰する者にて萬徳を備へたる靈

に在すなり

● 何故に天主を靈と云ふや

▲ 天主を靈と云ふは即形なき者にして人の目にも手にも觸れざ

る者なるが故なり

● 天主は始あるや

▲ 天主には始なく終なくして何時も在す者なり

● 天主は何處に在すや
 ▲ 天主は天にも地にも何處にも在すなり
 ● 天主は知り給はざる事あるや
 ▲ 天主には知り給はざることなし過去現在未來の事又人の心中までも知り給ふなり
 ○ 天主には能はざることあるや
 ▲ 天主には能はざることなし是れを全能と云ふ
 ○ 何に依りて天主の在すことを知るや
 ▲ 天主の在すことは天主の示に依り又道理を推すも知ることを得るなり
 ○ 如何に道理を推せば天主の在すことを知り得るや
 ▲ 道理を推せば萬物を造り之れを主宰て人の善惡を賞罰する神

のなかる可らざることを知り得ればなり
 第二項 三位一體の事

● 天主は許多あるや
 ▲ 天主は許多あるにあらす唯一あるのみ
 ● 天主に幾位あるや
 ▲ 天主には三位あり聖父と聖子と聖靈是なり
 ● 三位は各天主なるや
 ▲ 三位は各天主なり聖父も聖子も聖靈も天主にて在すなり
 ● 三位各天主なれば三位の天主なるにあらすや
 ▲ 三位の天主にあらす三位なれども一體なるに依りて唯一の天主なり
 ● 三位の中に上下の差別あるや

▲三位は相並ぶ者にして後先上下の差別なし
 ●三位の理義は曉り得べきや
 ▲三位の理義は曉る能はざれども天主の啓示に由りて之を信するなり
 ○自ら曉り得ずして信すべきことを何と云ふや
 △自ら曉り得ずして信すべきことを玄義又は妙理と云ふ
 ○天主の一體にして三位を備ふることを何と云ふや
 △天主の一體にして三位を備ふることは即ち三位一體の玄義と云ふ
 ●第三項 創造及び主宰の事
 ●何故に天主を天地の創造主と云ふや
 ▲天主を天地の創造主と云ふ故は其全能を以て天地萬物を無き

所より造り出し給ひしに因りてなり
 ●天主は天地萬物を造り給ひしのみなるや
 ▲天主は天地萬物を造り給ひしのみならず常に之を保存ち且つ主宰り給ふなり
 ○天主は殊に人の事を主宰り給ふや
 △天主は殊に人の靈魂と肉身に係るものを悉く主宰り賜ふなり
 ○天主は何故に斯く人を恵み給ふや
 △天主の斯く人を恵み給ふは人を深く愛する父なるに因りてなり
 ○天主は人の父なるに何故人を禍に逢はしめ給ふや
 △人に禍あるは或は罪の償となり或は後の世に幸福の種となるに因りてなり

第四項 天使の事

- 世に見ゆる物の外に尙天主の造り給ひたる者ありや
- 世に見ゆる物の外に天主は數多の天使を作り給ひたり
- 天使とは何ぞや
- 天使は人より優れて智慧と能力を具へたる靈なり
- 天使の造られし時其有様は如何
- 天使の造られし時の有様は皆善にして幸福なる者に造られた
- 天使は皆天主の恵を保ちたるや
- 天使は皆天主の恵を保ちたるにあらす其中天主に背きて地獄に落されたる者多し
- 地獄に墮されたる天使は何と名くるや

- ▲ 地獄に墮されたる天使は惡魔或は魔鬼と云ふ
- 惡魔は何をなすや
- ▲ 惡魔は天主を怨み人を惡に誘ふなり
- 何故に天主は惡魔の誘惑を止めざるや
- ▲ 天主が惡魔の誘惑を止めざるは惡魔の誘惑は人の自由を害する
- こと能はず却つて功を立つるの便となるが故なり
- 善き天使は何を爲すや
- ▲ 善き天使は天國に在りて恒に天主に奉仕へ又人間を守護するなり
- 人毎に守護の天使あるや
- ▲ 人毎に守護の天使ありて善を勧め惡を避しむるなり
- 守護の天使に對して何の務ありや

▲ 守護の天使に對して敬を盡し之れに祈り其勸奨に従ふべし
 ○ 第五項 人祖と原罪の事
 ○ 此世に於て最も優れたる者は何ぞや
 △ 此世に於て最も優れたる者は人なり
 ● 人とは何ぞや
 ▲ 人は肉身と靈魂とを具へたるものなり
 ● 靈魂とは何ぞや
 ▲ 靈魂は天主に儼られたる靈にて人の生命と智慧の本なり
 ● 靈魂は滅なる者なるや
 ▲ 靈魂は始あれども滅なることなし
 ○ 天主は如何にして人を造り給ひしや
 △ 天主は土にて人の體を造り之に靈魂を入れて人祖を造り給ひ

しなり
 ● 人の此世に造り出されたるは何の爲なるや
 ▲ 人の此世に造り出されたるは天主を認め之を敬ひ之に奉仕へ
 ● 終に天國の福樂を享けんが爲なり
 ● 人祖の名は何と云ふや
 ▲ 人祖の名は男をアダムと云ひ女をエワと云ふ
 ● 人祖の名は男をアダムと云ふ
 ▲ アダムとエワは造られし時如何なる者なりしや
 ● アダムとエワの造られし時は樂園に置かれて大なる幸福を得
 ▲ 智慧明かに心正しく苦と死する事を知らざる者なりしなり
 ● アダムとエワは天主より尙特別の恵を蒙りたるや
 ▲ アダムとエワが天主より蒙りたる特別の恵は聖寵なり之に依
 りて天國の福樂を得べきものなりしなり

● 人祖は天主の恵を永く保ちたるや
 ▲ 人祖は天主の恵を永く保たず悪魔の誘ひに隨ひて天主に背きたれば聖寵を失ひ智慧昏み心亂れ樂園より追出され苦と死する事を免がれざる者となりたり
 ● 人祖の罪は人祖のみに止りたるや
 ▲ 人祖の罪は其子孫に傳はりしに由りて人は生れながら此罪と其罰とを負ひ居るものなり
 ● 人祖より傳はりし罪を何と云ふや
 ▲ 人祖より傳はりし罪は原罪と云ふ
 ● 人は自ら罪を贖ふこと能はざるや
 ▲ 人は自ら罪を贖ふこと能はず如何となれば天主の限りなき御稜威に背きたる罪なれば限ある人の力にては之を贖ふこと能

るなり
 ● 天主の憐愍み給はざる時は人は如何
 ▲ 天主の憐愍み給はざる時は人は聖寵と救靈を得る能はざるなり
 ● 天主は如何にして人に憐愍を示し給ひしや
 ▲ 天主は人の罪を贖ふために救主を遣はさんとの約束をなし給ひたり
 ● 救主は何時來り給ひしや
 ▲ 救主の來り給ひしは人祖を距る約そ六千年の後なり其間を舊約時代と云ふ
 ● 第六項 舊約時代の事
 ○ 舊約時代の人は救靈の道ありたるや

△ 舊約時代の人は天主の教を守り良心に従ひ救主に依り頼むを以て救霊を得たるなり

○ 舊約時代の人は皆良心に従ひたるや

△ 舊約時代の人は多く良心に背き様々の悪をなしたり

○ 天主は如何にして古代の人の悪を罰し給ひしや

△ 天主は洪水を以て古代の人の悪を罰し給ひたり

○ 洪水の時生命を助かりし者あるや

△ 洪水の時ノエと云ふ善人の一族は洪水を逃れて生命を助かりたり

○ 洪水の後ノエの子孫は如何なりしや

△ 洪水の後ノエの子孫は又次第に悪に流れ天主に背きて人、日、月、星、鳥、獸等を拜むに至れり

○ 其時天主の教は絶たるや

△ 其時天主はアブラハムと云ふ聖人を選びて大なる民の先祖と爲し此民を以て眞の教と救主に依り頼むべきことを傳へしめ給ひたり

○ 斯く天主に撰まれたる民を何と云ふや

△ 斯く天主に撰まれたる民をヘブレヲ人或はイスラエルの民又ユヂヤの民と云ふ

○ 天主は其民を導く爲め誰を殊に撰み給ひしや

△ 天主は其民を導く爲め殊にモイゼを選びて其民の首領と爲し、又シナイ山に於て十誡を授け祭と民の守るべき法律を示し聖書に載せしめ給ひたり

○ ユヂヤの民は始終天主に従ひたるや

△ ユデヤの民は屢天主に背きたり故に預言者に戒られ又罰によりて敵の手に渡されたり

○ 預言者とは何ぞや

△ 預言者とは天主の御啓示に因りて後の事を知り之を人に告げ、又人を教へ諭さん爲に遣はされたる者なり

○ 預言者は何を預言したるや

△ 預言者は殊にユデヤ國と教主に係る事を預め告げられたるなり

○ ユデヤ國に關する預言は如何

△ ユデヤ國に關する預言は其民の善惡と其賞罰を預言し、又教主を認めざる時は其滅亡に至るべきことを預言したり

○ 教主に係る預言は如何

△ 教主に係る預言は其御誕生、其御奇跡、御苦難、御死去、御復活等より聖會の事までも數百年前に已に告げられてありたり

○ 舊約の預言は符合たるや

△ 舊約の預言は悉く符合たり

○ モイゼの立たる祭の事は今も守るべきものなるや

△ モイゼの立たる祭の事は今は守るべき者にあらず、只舊約時代に限るなり

第二條 又其御獨子我等の主イエズス、キリスト

● 天主は救世主として誰を遣はし給ひしや

▲ 天主は人の罪を償はん爲に救世主として御獨子即ち三位の中の第二位を遣はし給ひたり

○ 何故に救世主を御獨子と云ふや

△救世主を御獨子と云ふは即ち世救主のみ固より神の性を有ち
給ひて聖父なる天主より出たる御子なればなり

●救世主の名は何と云ふや

▲救世主の名はイエズス、キリストと云ふなり

○イエズスと云ふ言の意味は如何

△イエズスと云ふ言は救ふ者と云ふ意味なり

○キリストと云ふ言の意味は如何

△キリストと云ふ言は油を灌がれたるものと云ふ意味なり

○何故にイエズス、キリストを我等の主と云ふや

△イエズス、キリストを我等の主と云ふは即ち我等の神と救主な

るに因りてなり

第三條 聖靈に因りて孕り童貞マリアより生れ

●聖靈に因りて孕るとは如何なる意味なるや

▲聖靈に因りて孕るとは天主なる御子が聖靈の奇特に因りて童

貞マリアの胎内に人骸を受け給ひたりとの意味なり

○天主なる御子は如何にして人と成り給ひしや

△天主なる御子は人と同じき肉身と靈魂とを受けて人に生れ給

ひたり

○イエズス、キリストは只人のみにて在すや

△イエズス、キリストは只人のみならず神の性と人の性を合せ

具へ給ふに依りて眞の人眞の天主にて在すなり

●イエズス、キリストの御母聖マリアは生涯童貞なるや

▲イエズス、キリストの御母聖マリアはイエズス、キリストの御降

生前後共に童貞なり

○ イエズス、キリストの父は誰なるや
 △ イエズス、キリストの天主たるどころにては父は天主第一位なり、人たる所にては父あらざるなり
 ○ 聖マリアは如何にして救主の孕り給ふを知り給ひしや
 △ 聖マリアは大天使ガブリエルの告を受け聖靈の奇特に因りて懐妊せんことを知り給ひたり
 ○ 聖マリアは婚姻し給はざるや
 △ 聖マリアは聖ヨゼフと婚姻を結びたれども終生童貞を守り給ひたり
 ○ 何故に聖マリアは婚姻を結び給ひたるや
 △ 聖マリアの婚姻を結び給ひたるは世の疑を防ぎ御子を育て難の時に助を受くるためなり

○ 然らば聖ヨゼフは何ぞや
 △ 聖ヨゼフはイエズス、キリストの養父なり
 ○ イエズス、キリストの畧傳
 ○ イエズス、キリストは何時降生し給ひしや
 △ イエズス、キリストの降生し給ひしは今を去る凡一千九百年前なり(明治元年より一千八百六十八年前)
 ○ イエズス、キリストは何處に生れ給ひしや
 △ イエズス、キリストはユデア國のベトレヘムに於て麻の中にて生れ給ひたり
 ○ 何故にイエズス、キリストは麻の中にて生れ給ひしや
 △ イエズス、キリストが麻の中にて生れ給ひしは人々に謙遜清貧、堪忍等の道を誨へ給はんが爲なり

○ イエズス、キリストの御誕生を初めて知りたる者は誰なるや
 △ イエズス、キリストの御誕生を始めて知りたる者はベトレヘムの近所なる牧童と東の國の三人の王是なり
 ○ 御誕生の後八日目に何事ありしや
 △ 御誕生の後八日目に救世主は割禮を受けイエズスと名けられ給へり
 ○ 御誕生の後四十日目に何事ありしや
 △ 御誕生の後四十日目にイエズス、キリストはイエルザレムの聖殿に捧げられ給へり
 ○ イエズス、キリストは終始ユデア國に住居ひ給ひしや
 △ イエズス、キリストは始終ユデア國に住居ひ給はずへロデ王は之を殺さんと爲せし故ヨゼフとマリアに携伴られてエデプト

國に逃れ給ひたり
 ○ イエズス、キリストはエデプト國より歸りて後何處に住居ひ給ひしや
 △ イエズス、キリストはエデプトより歸りて後三十歳に至るまでマリアとヨゼフと共にガリラヤのナザレトに住居ひ彼等に順ひ居れり
 ○ 何故にイエズス、キリストは斯順ひ給ひしや
 △ イエズス、キリストの斯順ひ給ひしは人に孝行の道を訓んが爲なり
 ○ イエズス、キリストは三十歳の時に如何なる事を爲し給ひしや
 △ イエズス、キリストは三十歳に當り洗者ヨハネより洗禮を受け其後野原に赴きて四十日の間斷食し給へり

○ イエズス、キリストは野原より歸りて後何を爲し給ひしや
 △ イエズス、キリストは野原より歸りて後十二使徒を撰み之と俱
 に三年の間ユデヤを廻りて福音を宣へ給ひたり
 ○ 十二使徒の名は如何
 △ 十二使徒の名はペトロ、アンドレヤ、ヤコボ、ヨハネ、フキリツポ
 ルト、ロメオ、トマ、マテオ、ヤコボ、タデオ、シモン、ユダ是なり
 ○ 福音とは何ぞや
 △ 福音とは即ちイエズス、キリストが天主の子と救世主にして人
 々に救へ給ひたる救霊の道是れなり
 ○ 何に因りてイエズス、キリストの天主の子と救世主たることを
 認むるや
 △ イエズス、キリストが天主の子と救世主たることを認むるはイ

エズス、キリストは舊約の預言に叶ひ自ら數々の奇蹟を行ひ且
 つ完全なる教を宣へ給ひしに因りてなり
 ○ ユデヤ人はイエズス、キリストの教を信じたるや
 △ ユデヤ人は多くイエズス、キリストの教を信じたれども教師等
 は之を信せざるのみならずイエズス、キリストを嫉み種々に讒
 謗りて遂に之を殺さんと謀りたり
 第四條 ポンシヨ、ピラトの管下にて苦を受け十字架に釘ら
 れ死して葬られしや
 ○ イエズス、キリストは一切の人間を救はんが爲に何を爲し給は
 しや
 △ イエズス、キリストは一切の人間を救はんが爲に苦を受け十字
 架に釘られて死し給ひたり

○ イエズス、キリストは天主として苦を受け給ひしや
 △ イエズス、キリストは天主として苦を受けず只人の性に於てのみ苦を受け給ひしなり

○ イエズス、キリストの重なる苦は何ぞや

△ イエズス、キリストの重なる苦は御心の悲の餘り血の汗を流し
 ボンシヨ、ピラトの裁判所に曳かれ鞭打れ辱められ刺の冠を冠
 らせられ、十字架を擔ひてカルワリヨ山に登り二人の盜賊の間
 にて十字架に釘られて死し給ひし事等なり

○ イエズス、キリストは斯程の苦を受けずとも人を救ひ給ふ能はざるや

△ イエズス、キリストは斯程に苦を受ずとも人を救ふこと能はざるにあらず如何となれば其御所爲は天主の御所爲なれば微少

なりとも其功德は限りなければなり

○ 然らば何故に斯程に苦み給ひしや

△ イエズス、キリストの斯程に苦み給ひしは人に其御慈愛を顯はし、罪の重きを諭し、靈魂の大切なるを示し給はんが爲なり

○ イエズス、キリストを死に定めしものは誰なるや

○ イエズス、キリストを死に定めし者はローマ皇帝より任せられたるユダヤ國の知事ボンシヨ、ピラトなり

○ イエズス、キリストは何歳にて死し給ひしや

△ イエズス、キリストは凡そ三十三歳にて死し給ひたり

○ イエズス、キリストの死し給ひしは何の日なるや

△ イエズス、キリストの死し給ひしは金曜日午後三時頃なり

○ イエズス、キリストの御死骸は如何なりしや

▲ イエズス、キリストの御死骸は十字架より下されて岩窟の墓の中に葬られ給ひたり

○ イエズス、キリスト御死去の後御霊魂は如何なりしや

△ イエズス、キリスト御死去の後御霊魂は古聖所即ち開闢より死したる善人の靈魂の止れる所に至り給ひたり

○ 何故に善人の靈魂は古聖所に止まりたるや

△ 善人の靈魂の古聖所に止まりたるは元祖の罪に因りて天國は閉ぢられたれば只救世主の天に登る時開かるべきが故なり

○ 何故にイエズス、キリストの御霊魂は古聖所に赴き給ひしや

△ イエズス、キリストの御霊魂が古聖所に趣き給ひしは其所にある善人に天國に登るべき時の來るを告げて之れを慰め給はん

○ 何故にイエズス、キリストの御死去の後三日目に何事ありしや

△ イエズス、キリストは御死去の後三日目に御自分の力に因りて御靈魂を再び御肉身に合せ其豫言の如く蘇りたり之れを御復活と云ふ

○ イエズス、キリストの御復活の時如何なる奇異ありたるや

△ イエズス、キリスト御復活の時大なる地震あり天使降りて岩窟の墓を開きたり番兵等は之れに恐れ戦きて死人の如くなりたり

○ 何故にイエズス、キリストの墓に番兵ありしや

△ イエズス、キリストの墓に番兵を置たるは即イエズス、キリストが三日目に蘇ると宣ひしを思ひ出して教師等は其死骸を弟子

が爲なり

○ イエズス、キリストの御復活の時如何なる奇異ありたるや

△ イエズス、キリスト御復活の時大なる地震あり天使降りて岩窟の墓を開きたり番兵等は之れに恐れ戦きて死人の如くなりたり

○ 何故にイエズス、キリストの墓に番兵ありしや

△ イエズス、キリストの墓に番兵を置たるは即イエズス、キリストが三日目に蘇ると宣ひしを思ひ出して教師等は其死骸を弟子

が爲なり

○ イエズス、キリストの御復活の時如何なる奇異ありたるや

△ イエズス、キリスト御復活の時大なる地震あり天使降りて岩窟の墓を開きたり番兵等は之れに恐れ戦きて死人の如くなりたり

○ 何故にイエズス、キリストの墓に番兵ありしや

△ イエズス、キリストの墓に番兵を置たるは即イエズス、キリストが三日目に蘇ると宣ひしを思ひ出して教師等は其死骸を弟子

に盗み取られんことを恐れて墓を守らせたるなり

○ イエズス、キリストは御復活の後何を爲し給ひしや

△ イエズス、キリストは御復活の後四十日の間屢弟子等に現はれ其復活を證據し又聖會の事を誨へ給へり

第六條 天に昇りて全能の父なる天主の右に坐し

● イエズス、キリストは御復活の後四十日に何を爲し給ひしや

▲ イエズス、キリストは御復活の後四十日にオリベト山より數多の弟子の前にて天に昇り給ひたり之れを御昇天と云ふ

● 父なる天主の右に坐すとは如何なる意味なるや

▲ 父なる天主の右に坐すとはイエズス、キリストは天に於て御父と同じき能力と光榮を得るの意味なり

● イエズス、キリスト御昇天の後何事ありしや

▲ イエズス、キリスト御昇天の後十日目に御約束の如く使徒等に聖靈を遣はし給ひたり

● 聖靈は如何にして使徒等に降り給ひしや

▲ 聖靈の降り給ひしは使徒等の集まれる處に俄に大風の若き音ありて聖靈は舌の如き形の火に現はれて各の上にとりたり

● 使徒は聖靈より何を蒙りしや

▲ 使徒は其時まで教に暗かりし處俄に明かになり、恐の心ある者は勇氣を得又自然に萬國の言葉に通じたる等の恵を聖靈より蒙りたり

● 使徒は聖靈を蒙りて後何を爲せしや

▲ 使徒は聖靈を蒙りて後萬國へ派れ行き如何なる患難耻辱をも願みずイエズス、キリストの教を弘め之を證據するに數多の奇

隨を行ひ遂に皆救のために生命を棄てたり

第七條 彼所より生ける人と死せる人を審かんが爲に來り

給ふ主を信す

● イエズス、キリストは再び天より來り給ふべきや

▲ イエズス、キリストは世の終に當りて總ての人の善惡を審判ん

爲に再び天より來り給ふべきなり

○ イエズス、キリストは如何なる狀況にて來り給ふべきや

△ イエズス、キリストは大なる威勢と光榮とを以て雲に乗り來り

給ふべきなり

● 世の終に行はるべき審判を何と云ふや

▲ 世の終に行はるべき審判を公審判と云ふ即ち人々皆公に亂る

べければなり

● 公審判の外私審判なきや

▲ 公審判の外私審判あり即ち人死するとき直ちに受くる審判な

り

● 私審判の後靈魂は何處に到るや

▲ 私審判の後靈魂は或は天國或は地獄或は煉獄に到るなり

● 天國とは何ぞや

▲ 天國とは終なく完全なる福樂を受くる處なり

● 如何なる靈魂が天國に入るや

▲ 天國に入る靈魂は少も罪の汚なく或は罪の償を悉くしたる

善人の靈魂なり

● 地獄とは何ぞや

▲ 地獄は天主に離れ魔鬼と共に限なき苦を受くる處なり

●如何なる靈魂が地獄に入るや
 ▲地獄に入る靈魂は大罪を持ちて死したる人の靈魂なり
 ●煉獄とは何ぞや
 ▲煉獄とは罪の償を果すまで靈魂の苦を受くる所なり
 ●如何なる靈魂が煉獄に入るや
 ▲煉獄に入る靈魂は小罪を持ち或は未だ罪の償を果たざる善人の靈魂なり
 ○公審判の後も尙煉獄あるや
 ▲公審判の後には只天國と地獄あるのみにて煉獄はあらざるなり
 ●聖靈とは何ぞや
 ▲聖靈は天主の第三位なり

○聖靈は公教會に於て何を爲し給ふや
 ▲聖靈は公教會に於て世の終まで之を司り且つ導き給ふなり
 ○聖靈は人の靈魂に於て何を爲し給ふや
 ▲聖靈は人の靈魂に聖寵を與へて之を照らし強め給ふなり
 ●天主三位の玄義と救世の玄義とを思ひ出すための印あるや
 ▲天主三位の玄義と救世の玄義とを思ひ出すために十字架の印あるなり
 ●如何にして十字架の印をなすや
 ▲十字架の印をなすには先づ聖父と聖子と聖靈の御名に因りて亞孟と誦へながら右の手を額に當て胸の下まで眞直に下し次に左の肩より右の肩へ横に引き恰も十字の字を記すなり
 第九條 聖公會諸聖人の通功

第一項 教會の事

- イエズス、キリストは何を以て教を萬國萬代まで傳へ給ふや
- ▲ イエズス、キリストは公教會を建て之を以て其御教を萬國萬代まで傳へ給ふなり
- 公教會とは何ぞや
- ▲ 公教會は眞の教を信じイエズス、キリストの定め給ひたる頭に從ふ信者の團體なり
- 公教會の頭は誰なるや
- ▲ 公教會の見へざる頭はイエズス、キリストなれども見ゆる頭は教皇なり
- 教皇は誰なるや
- ▲ 教皇はペトロの後を嗣ぎてローマの司教たるものなり

○ ペトロとは誰なるや

△ ペトロは十二使徒の中イエズス、キリストに撰まれ公教會の頭と定められたるものなり

○ イエズス、キリストは如何なる言を以てペトロを教會の頭と定め給ひしや

△ イエズス、キリストはペトロに向ひて「汝はペトロ(磐石)なり我此の磐石の上に吾が教會を建てん」又汝は吾が羔を敵せよ、我が羊を牧せよと宣ひし言を以てペトロを教會の頭と定め給ひしなり

● 教皇の外公教會を司る者あらざるや

▲ 教皇の外公教會を司る者は即司教是れなり

▲司教に次ぐ者は司祭是れなり

第二項 眞誠の教會の符號の事

- イエズス、キリストは多種の教會を立て給ひしや
- △ イエズス、キリストは只一種の教會のみを立てしなり
- 何に依りてイエズス、キリストの眞誠の教會を認め得べきや
- △ イエズス、キリストの眞誠の教會を認むるに四の符號あり即ち
 - 一、聖公使徒傳來なること是なり
- 此の四の符號は何れの教會に於てもあるや
- △ 此の四の符號は只公教會のみにあるなり
- 公教會は如何にして一なるや
- △ 公教會の一なるは何處にても其の頭は同じく其信すべき事又其秘蹟も同きが故なり

○ 公教會は如何にして聖なるや

△ 公教會の聖なるは之を立てたるイエズス、キリスト其教理其秘蹟等總て聖にして且つ信者の中に斷えず聖人あるが故なり

○ 公教會は如何にして公なるや

△ 公教會の公なるはイエズス、キリストの時代より絶えず萬代に傳はり又萬國に弘まらるが故なり

○ 公教會は如何にして使徒傳來なるや

△ 公教會の使徒傳來なるは其教理も權力も共に使徒より直に傳はり又皇帝司教は使徒の眞誠の後嗣なるが故なり

○ 公教會は何に基きて天主の教を傳ふるや

△ 公教會は聖書と聖傳に基きて天主の教を傳ふるなり

▲ 聖書は聖靈の默啓に因りて書物に録されたる天主の言なり
 ● 聖傳とは何ぞや
 ▲ 聖傳は聖書に載せずして使徒より傳はりたる天主の言なり
 ○ 認ることなく聖書を解き且聖傳を守る者は何處なるや
 △ 認ることなく聖書を解き且聖傳を守る者は公教會に限るのみ
 ○ 公教會の認り得ざる所以は如何
 △ 公教會の認り得ざる所以は公教會の眞の道理の礎にしてイエ
 ズス、キリスト之を離れず聖靈之を司り給ふが故なり
 ○ 公教會の認り得ざるを何に據りて證するや
 △ 公教會の認り得ざるはイエズス、キリストの言に因りて證據す
 即ちペトロに宣く「我此の磐石の上に吾が教會を立てん地獄の
 門は之に勝ざるべし」と又宣はく「我は世の終まで日々に汝等と

偕に在るなり」と
 ○ 公教會に於てイエズス、キリストの教を認なく教ふる者は誰な
 るや
 △ 公教會に於てイエズス、キリストの教を認なく教ふる者は公教
 會の頭たる教皇是なり
 ○ 教皇は如何なる場合に於て認り得ざるや
 △ 教皇の認り得ざるは即ち教皇の資格を以て信仰の道、道徳の問
 題につき世界中の信者の守るべき事を定むる時に限るなり
 ○ 教皇の認り得ざるは何を以て證據するや
 △ 教皇の認り得ざるはイエズス、キリストの言に因りて證據す即
 ちペトロに宣はく「我汝の信仰の絶へざる様汝の爲に祈れり故
 に汝は改心して汝の兄弟を堅固にせよ」と

第三項 諸聖人の通功の事

● 諸聖人の通功とは何ぞや
 ▲ 諸聖人の通功とは聖なる公教會に屬する者の相互に功を通じて相助けくる事を謂ふなり
 ● 公教會に屬する者は只此世の信者のみに限るや
 ▲ 公教會に屬する者は只此世の信者のみに限らず天國の聖人も煉獄の靈魂も皆之に屬するものなり
 ○ 天國の聖人は如何にして功を通じて我等を助くるや
 ▲ 天國の聖人は己の功德と天主への轉達とを以て我等を助くるなり
 ○ 我等も亦功を通じて煉獄の靈魂を助くることを得るや
 ▲ 我等も祈禱、善業、贖宥、殊にミサ聖祭を以て煉獄の靈魂を助くる

を得るなり

○ 此世の信者は如何にして功を通じて相助けくるや

△ 此世の信者は祈禱と善業とを以て功を通じて相助けくるなり

第十條 罪の赦免

● 罪の赦免とは何ぞや

▲ 罪の赦免は公教會に於てイエズス、キリストの御功德に由りて

罪と其罰とを赦免さるゝことを謂ふなり

● 如何にして罪を赦免さるゝや

▲ 罪を赦免さるゝは洗禮と悔悛の秘蹟を以てなり

第十一條 肉身の復活

● 人の死するとは何ぞや

▲ 人の死するは靈魂と肉身と相離るゝ事なり

● 靈魂は肉身を離れて又此世に生れ來ることあるや
 ▲ 靈魂は肉身を離るれば再び生れ來ることなし
 ○ 死して後肉身は如何になるや
 △ 死して後肉身は土となり世の終りに天主の全能に由りて復活するものなり
 ○ 復活とは何ぞや
 △ 復活とは靈魂が天主の全能に由りて再び元の肉身に合せらるゝことなり
 ○ 肉身は何故に復活るや
 △ 肉身の復活るは人が肉身と靈魂とを以て公審判を受け其善惡の爲に終なき賞罰を受けんが爲なり
 第十二條 終なき生命を信じ奉る

● 終なき生命とは何ぞや
 ▲ 終なき生命は善人が天國の福樂を得終なく活くるを謂ふなり
 ○ 惡人も終なく活るにあらずや
 △ 惡人も終なく活くと雖も是れ地獄に苦むが爲のみ
 第二部 守るべき事
 ● 人は救靈を得るには天主の教を信するのみにて足るや
 ▲ 人は救靈を得るには天主の教を信するのみにては足らず其誠をも守ざる可らず
 ● 天主の誠を備に記したるものは何ぞや
 ▲ 天主の誠を備に記したるものは天主の十誠是なり
 ● 天主の十誠とは何ぞや

▲天主の十誡とは天主シナイ山に於て雷轟電閃の響にモイゼと云へる聖人に親ら授け給ひし御掟なり

第一 我は主なる汝の神なり我の外汝に神あるべからず

第二 汝主なる汝の神の名を濫に呼ぶ勿れ

第三 汝安息日を聖日とすべきことを記憶ゆべし

第四 汝父母を尊敬ふべし

第五 汝殺す勿れ

第六 汝姦淫する勿れ

第七 汝盗むなかれ

第八 汝偽證する勿れ

第九 汝人の妻を戀る勿れ

第十 汝人の所有物を貪る勿れ

天主の第一誡 我は主なる汝の神なり我の外汝に神あるべからず

○天主は第一誡を以て何を命じ給ふや

△天主は第一誡を以て唯天主をのみ神として拜禮み之れに奉事

○天主を拜禮むとは何ぞや

△天主を拜禮むとは即天主を萬物の創造主主宰として崇め奉る

○何故に天主のみを拜禮むべきや

△天主のみを拜禮むべきは只天主のみ萬物の創造主たり主宰たるによりてなり

○如何にして天主を拜禮むべきや

△心と行とを以て天主を拜禮むべし
 ○心を以て天主を拜禮むとは何ぞや
 △心を以て天主を拜禮むとは即信、望、愛、敬の四徳を盡すことなり
 (信、望、愛の徳の事は後に見ゆ)
 ○敬徳とは何ぞや
 △敬徳とは天主に對して尊敬と奉事とを盡すの徳なり
 △行を以て天主を拜禮むとは何ぞや
 ○行を以て天主を拜禮むとは聖式に興り或は跪伏或は合掌する等の事なり
 ○天主は第一誠を以て何を禁じ給ふや
 △天主は第一誠を以て忘信と瀆聖とを禁じ給ふなり
 ○忘信とは何ぞや

△忘信とは偽神佛陀を信じ偶像を拜禮み寺宮に詣で香花を備へ寺宮に金を納め又は札守占等を信する事なり
 ○瀆聖とは何ぞや
 △瀆聖とは聖きものを瀆すことなり例へば惡き心を以て秘蹟を受け或は聖堂に於て偷盜を爲すの類なり
 △天使聖人を尊敬し且之に祈る事
 ○天使や聖人を尊敬ひ之に祈るは正當き事なるや
 △天使や聖人を尊敬ひ之に祈るは正當き事にして其益多し
 ○何故に聖人を尊敬ふや
 △聖人は此世に於て徳を積み天國に在りて終なき榮福を享くるに因りて之を尊敬ふなり
 ○天主を尊敬ふと聖人を尊敬ふとは差別なきや

△天主を尊敬ふには我神として拜禮めども聖人を尊敬ふには天主の御心に協ひたるものとして尊ぶのみとの差別あり

○何故に聖人に祈るや

△聖人に祈るは天に在りて我等のために天主の祐けを願ふものなるが故なり

○天主に祈ると聖人に祈るとは差別なきや

△天主に祈るは其全能を以て祐け給はん事を願へども聖人に祈るは其轉達を願ふのみなり

○聖人の中格別尊敬ふべき者は誰なるや

△聖人の中格別尊敬ふべき者は聖母マリアなり

○十字架及イエズス又は聖人の御影、御像、遺物を尊ぶは如何

△十字架及御影、御像、遺物を尊ぶはイエズス及聖人を尊ぶに當る

によりて正當き事なり

第二誠 汝主なる汝の神の名を濫に呼ぶ勿れ

○天主は第二誠を以て何を禁じ給ふや

△天主は第二誠を以て其御名を濫し妄に呼ぶ事、又惡き誓呪等

を禁じ給ふなり

○天主の御名を濫すとは如何なる事ぞや

△天主の御名を濫すとは天主、或は其教、或は聖人等を誹り罵る事

なり

○天主の御名を妄りに呼ぶとは如何なる事ぞや

△天主の御名を妄りに呼ぶとは理由なく或は敬心なくして天主

の御名を用ゆる事なり

△ 悪き誓とは即ち重からざる事正しからざること或は偽なることのため天主を證據に呼びて誓ふ事なり

○ 呪詛とは如何なることぞや

△ 呪詛とは我身又は他人の身のために禍災を祈ることなり

○ 天主は第二誡を以て何を命じ給ふや

△ 天主は第二誡を以て正き誓を守り願を果すことを命じ給ふなり

○ 願とは何ぞや

△ 願とは凡そ善き事を爲さんとするに當り之を果されば罪を得んと天主に爲す約束なり

○ 願を立てんとせば如何にすべきや

△ 願を立てんとする者は後を篤と考察ふべし尙ほ司祭に伺ふを

宜しとす

第三誡 汝安息日を聖日とすべきことを記憶ゆべし

○ 天主は第三誡を以て何を命じ給ふや

△ 天主は第三誡を以て主日を守る事を命じ給ふなり

○ 何故に一週間に一日を主日とするや

△ 一週間に一日を主日とするは天主天地を造り給ひたる後一週間

間に一日を安息日と定め之れを聖日とすべき事を命じ給ひたるに因りてなり

○ 主日は何曜日に當るや

△ 主日は舊約時代には土曜日に當りたれども新約以來は日曜日

○ 何故に日曜日を主日となすや

△日曜日の主日となすはイエズス、キリストの御復活及び聖靈降臨は日曜日に當りたれば聖會に於て此日を主日と定めし故なり

○如何にして主日を守るべきや

△主日を守るは第一労働を休み第二ミサ聖祭に與るべきなり

○此の外には主日に心懸くべき事なきや

△此の外主日には平日よりも多く祈を爲し説教を聴き聖式に與り又慈善の事を爲す等を心懸くべきなり

○主日を守らざる者は如何

△主日を守らざる者は大罪を得るのみならず不幸を招く事屢あり

天主の第四誠 汝父母を尊敬ふべし

○天主は第四誠を以て何を命じ給ふや

△天主は第四誠を以て父母長上を愛し敬ひ其正しき命令に順ふ事を命じ給ふなり

○何故に父母を愛し敬ひ之れに順ふべきや

△父母を愛し敬ひ之れに順ふべきは我に恩あるのみならず天主の代理者なるに由りてなり

○何事が親を愛し敬ふの務に背く事なるや

△親を愛し敬ふの務に背くことは親を憎み或は悲ませ或は怒らせ之れに害あるを望み手向し悪口を爲し其靈魂と肉身を助くるに怠る等の事なり

○何事が親に順ふの務に背く事なるや

△親に順ふの務に背く事は親の正しき命令を重せず之に逆ふ事

なり
 ○ 孝行ならざる者は如何なる應報を受くるや
 △ 孝行ならざる者は此世にても後の世にても天主より罰せらるべきなり
 ○ 孝行なる者は如何なる應報を得べきや
 △ 孝行なる者は此世にては天主の特別の恵を蒙り後の世にては終なき福樂を受くべきなり
 ○ 父母の外に誰を愛敬ひ之に順ふべきや
 △ 父母の外には養父母、師匠、主人及教會又は政府に於ける長上を愛敬ひ之れに順ふべきなり
 ○ 第四誡の命する處は父母と長上に對する務のみなるや
 △ 第四誡の命する處は父母と長上に立つ者の務をも含むなり

○ 父母の子に對する務は如何
 △ 父母の子に對する務は善く之を愛し養ひ訓ふべきなり
 ○ 子を善く愛すとは何ぞや
 △ 子を善く愛すとは偏頗なく、愛に溺るゝことなく、大切に其靈魂と肉身の爲に慮る事なり
 ○ 子を善く養ふとは何ぞや
 △ 子を善く養ふとは其生命を保護し、衣食を與へ身分に應じて其行末を計る事なり
 ○ 子を善く訓ふるとは何ぞや
 △ 子を善く訓ふるとは肉身の事のみならず靈魂に關係する事を習はせ其惡を懲らし、自ら言と行を以て之れが鑑となる事なり
 ○ 父母は如何なる心を以て其子を迎ふべきや

△父母は其子に遇ふに天主より預れる者と思ひ且つ之れを遇ふの善惡によりて賞罰を受くべき事を記憶ゆべし

○主人の其奉公人に對する務は如何

△主人は其奉公人の不自由を憐み宗教を習はせ之を守るとの暇を與へ又自ら鑑となりて其惡を警むべきなり

○奉公人の其主人に對する務は如何

△奉公人の主人に對する務は其主人を愛敬ひ其正しき命令を守り我務を忠實に盡すべきなり

○政府に對する務は如何

△政府に對する務は役人の身分に應じて之を敬ひ其正しき命令に遵ふ事なり

天主の第五誡 汝殺す勿れ

○天主は第五誡を以て何を禁じ給ふや

△天主は第五誡を以て他人と自分の肉身靈魂を害する事を禁じ給ふなり

○他人の肉身を害するとは何ぞや

△他人の肉身を害するとは人を殺すは勿論妄に打ち傷つくる事及憤怒喧嘩惡口復讐等のことなり

○他人の靈魂を害するとは何ぞや

△他人の靈魂を害するとは言や行を以て他人を躓かせ之を罪に誘ふことなり

○他人の靈魂又は肉身を害せし時は如何に爲すべきや

△他人の靈魂又は肉身を害せし時は之を痛悔して告白するのみならず成たけ償はざるべからず

○ 自分の肉身を害するとは何ぞや
 △ 自分の肉身を害するとは自殺を爲し、狼りに體を損じ、又は理由なくして危険に臨むなどのことなり

天主の第六諭 汝姦淫する勿れ

○ 天主は第六諭を以て何を禁じ給ふや
 △ 天主は第六諭を以て姦淫することを勿論渾て邪淫に係ること

を視、聴き、言ひ爲す等を禁じ給ふなり

○ 邪淫は大罪なるや
 △ 凡そ邪淫を樂みとするは何事にても大罪となるなり

○ 何を以て邪淫の罪を免がるを得るや
 △ 邪淫の罪を免ぬがるには五官を慎しみ、惡しき朋友、猥褻なる遊戯等を避け、飲食を減じ、又は秘蹟を受け、天主と聖母に祈るべし

天主の第七諭 汝盜む勿れ

○ 天主は第七諭を以て何を禁じ給ふや
 △ 天主は第七諭を以て人の物を偷み、或は狼りに押へ置き、或は其財産を害する事を禁じ給ふなり

○ 如何なる人が偷盗の罪を犯すや
 △ 偷盗の罪を犯す人は盜人は勿論、其外詐僞者、高利貸、不正なる商人や婢僕等なり

○ 如何なる人が他人の物を狼りに押へ置くや
 △ 他人の物を狼りに押へ置く人は預りたる物や借りたる物を返さぬ者等なり

○ 如何なる人が他人の財産を害するや
 △ 他人の財産を害する人は他人の物を妄りに破損り、或は傷ぶ者

なごなり

○第七誡に背きたる者は如何にすべきや

△第七誡に背きたる者は痛悔して告白するのみならず成たけ持

主に其物を返し加へたる害を償はざる可らず

天主の第八誡

○天主は第八誡を以て何を禁じ給ふや

△天主は第八誡を以て偽證又は虚偽、讒言、誹謗、邪推等を禁じ給ふ

なり

○偽證とは何ぞや

△偽證とは偽事を眞實に請けさせんとて殊に裁判所にて證據を

立つることなり

○虚偽とは何ぞや

なごなり

○天主は第九誡を以て何を禁じ給ふや

△天主の第九誡 汝人の妻を戀ふ勿れ

のみならず成たけ速かに其損害を償はざるべからず

天主の第九誡

○天主は第九誡を以て何を禁じ給ふや

△天主は第九誡を以て他人の名譽を害したる時は如何になすべきや

のみにならず成たけ速かに其損害を償はざるべからず

○虚偽とは何ぞや

△虚偽とは故意と言或は行を以て他人を欺かんとする事なり

○讒言とは何ぞや

△讒言とは無實の罪を他人に負はする事なり

○誹謗とは何ぞや

△誹謗とは故なくして人の不足や過失を云ひならす事なり

○邪推とは何ぞや

△邪推とは確實なる理由なくして人を疑ふ事なり

○讒言誹謗を以て他人の名譽を害したる時は如何になすべきや

△讒言誹謗を以て他人の名譽を害したる時は如何になすべきや

のみならず成たけ速かに其損害を償はざるべからず

○天主は第九誡を以て何を禁じ給ふや

△天主の第九誡 汝人の妻を戀ふ勿れ

のみならず成たけ速かに其損害を償はざるべからず

天主の第九誡

○天主は第九誡を以て何を禁じ給ふや

△天主の第九誡 汝人の妻を戀ふ勿れ

のみならず成たけ速かに其損害を償はざるべからず

○天主は第九誡を以て何を禁じ給ふや

△天主の第九誡 汝人の妻を戀ふ勿れ

△天主は第九誠を以て邪淫に係る思や望を起す事を禁じ給ふなり

○邪淫の思や望の起るは罪なるや

△邪淫の思や望を樂むは罪なれども直に之を防かば罪ならざるのみならず却て功を立つる便となるなり

○天主の第十誠 汝人の成有物を食る勿れ

△天主は第十誠を以て何を禁じ給ふや

△天主は第十誠を以て總て他人の財産を食る事を禁じ給ふなり

●聖會の六つの制令の事

●天主の十誠の外に尙守るべき制令あるや

△天主の十誠の外に聖會の制令も亦守るべきなり

●聖會の制令とは如何

▲聖會の重なる制令は六個條あり

- 第一 守るべき祝日を聖日とすべし
 - 第二 主日と祝日には肅んでミサを聴くべし
 - 第三 少くとも年に一度は必ず告白すべし
 - 第四 少くとも年に一度は御復活日の頃に聖體を領くべし
 - 第五 聖會の定たる期日に大齋すべし
 - 第六 金曜日及び其他定たる期日に小齋すべし
- 聖會の第一の制令には何を命ずるや
- △聖會の第一の制令には守るべき祝日を日曜日と同じく聖日とする事を命ずるなり
- 日曜日に當らざる祝日は幾日あるや

- △ 日曜日に當らざる祝日は日本に於て四日あり即ち耶穌の御誕生御昇天、聖母の被昇天、諸聖人の祝日は是なり
- 聖會は何故に祝日を定めしや
- △ 聖會の祝日を定めしはイエズス、キリスト及聖人を思ひ出して敬せんが爲なり
- 聖會の第二の制令には何を命ずるや
- △ 聖會の第二の制令には日曜日又守るべき祝日にミサ聖祭に與る事を命ずるなり
- 如何なる者が聖會の第二の制令に背くや
- △ 聖會の第二の制令に背く者はミサ聖祭に興るを怠り或はミサの重なる部分を缺き或はミサの間心を散し、不敬を爲す者はなり

聖會の第三と第四の制令の事

- 聖會の第三の制令には何を命ずるや
- △ 聖會の第三の制令には責めて毎年一度罪を告白する事を命ずるなり
- 何歳より罪の告白をなすべきや
- △ 罪を告白すべきは善惡を辨へて罪を犯す歳に至るとき即凡そ七歳よりなり
- 聖會の第四の制令には何を命ずるや
- △ 聖會の第四の制令には責めて毎年御復活の頃聖體の秘蹟を受くる事を命ずるなり
- 何歳より聖體を領くべきや
- △ 聖體を領くべきは聖體の事柄を辨へ得る時よりなり

- 病人は如何にして御復活の務をなすや
- △病人は其家にて聖體を授るべし
- 聖會の第五の制令には何を命ずる事
- 聖會の第五の制令には何を命ずるや
- △聖會の第五の制令には聖會の定たる日に大齋を守る事を命ずるなり
- 大齋とは何ぞや
- △大齋とは鳥獸の肉を食せず一日の間只晝食のみをする事を謂ふ但し夕飯は少く食するも宜し
- 日本にて大齋すべき日は幾日あるや
- △日本にて大齋すべき日は年に九日あり即ち四旬節の七金曜日又御復活と御誕生の前日は是なり

- 何人が大齋すべき者なるや
- △大齋すべき者は滿廿一歳以上にて妨なき信者は是なり
- 何人が大齋するに妨げあるや
- △大齋するに妨ある者は病人及び産前産後の婦人荒き職業をなす者軍人旅人老人等なり
- 聖會の第六の制令には何を命ずるや
- △聖會の第六の制令には聖會の定たる日に小齋することを命ずるなり
- 小齋とは何ぞや
- △小齋とは鳥獸の肉を食せざる事なり
- 日本にて小齋すべき日は何時なるや
- △日本にて小齋すべき日は毎金曜日四季の始の水曜日と土曜日

四旬節の毎水曜日聖木曜日はなり

○何人が小齋すべき者は凡そ七歳以上にて妨なき信者はなり

△小齋すべき者は凡そ七歳以上にて妨なき信者はなり

○何故に聖會は四旬節の大齋小齋を定たるや

△聖會が四旬節の大齋小齋を定たるはイエズス、キリストの四十

日間斷食し給ひしに倣ひ御苦難御死去を尊び己が罪を償ひ御

復活の覺悟を爲さしむる爲なり

○何故に聖會は四季の始の小齋を定たるや

△聖會が四季の始の小齋を定たるは季節毎に天主より蒙る恩を

謝し又此の時品級の秘蹟を授る者の上に聖寵の降るを願ふ爲

なり

誠にかく事即ち罪の事

●罪とは何ぞや

▲罪とは知りつゝ、天主に背く事なり

●罪には幾種あるや

▲罪に二種あり原罪自罪是なり

●原罪とは何ぞや

▲原罪は元祖アダムより人類一般に傳たる罪なり

●聖マリアにも原罪あるや

▲聖マリアは救世主の御母となるべきが故に原罪を免れたり

○自罪とは何ぞや

△自罪とは人自ら思ひ望み言行怠りを以て犯す處の罪なり

○自罪には幾種あるや

△自罪に二種あり大罪と小罪是れなり

○大罪とは何ぞや
 △大罪とは重き事につきて知ながら天主に背く事なり
 ○小罪とは何ぞや
 △小罪とは重からざる事につきて天主に背き或は重き事につきて天主に背くも完全に承諾せざる時なり
 ○罪は大罪のみ避くべきや
 △罪は大小に係はらず天主に逆ひ靈魂に大なる害を來たすによりて如何なる禍よりも避くべきなり
 ○大罪は如何なる害を來たすや
 △大罪は天主の聖寵を失はしめ地獄の終なき罰を招くなり
 ○小罪は如何なる害を來たすや
 △小罪は天主に對する熱愛を冷し心を汚し漸々大罪に導き煉獄

の罰を招くなり

罪源の事

●罪の源なるものあるや
 ▲罪の源なるものは即ち傲慢、貪慾、邪淫、饕食、憤怒、懶怠、是れを七の罪源と云ふ
 ○傲慢とは何ぞや
 ○傲慢とは自ら誇り他人を輕んずる事なり
 ○貪慾とは何ぞや
 △貪慾とは此世の貨財を慳み貪る事なり
 ○邪淫とは何ぞや
 △邪淫とは思言行を以て色に係る事を樂むことなり
 ○嫉妬とは何ぞや

- △嫉妬とは他人の福を妬み或は其禍を喜ぶことなり
- 饕食とは何ぞや
- △饕食とは妄に飲食を嗜み或は度を過す事なり
- 憤怒とは何ぞや
- △憤怒とは妄に怒る事なり
- 懶惰とは何ぞや
- △懶惰とは勤勞を厭ひて常に懈怠る事なり
- キリスト信者の徳の事
- 人は罪を犯さざるのみにて足るや
- △人は罪を犯さざるのみにて足らず尙ほ徳を盡すことを勵べし
- 徳とは何ぞや
- △徳とは心常に良く且正しくして着々善に進むを謂ふ

- 徳は幾種あるや
- △徳は二種あり性徳と超性徳是なり
- 性徳とは何ぞや
- △性徳とは天性の良心に従ひて善に進むことを謂ふ
- 超性徳とは何ぞや
- △超性徳とは人の天性に超ゆる徳にして天主の恵に因りて善に進むことを謂ふ
- 超性徳の中に優れたるものは何ぞや
- △超性徳の中に優れたるものは信望愛の三の對神徳是れなり
- 何故に信望愛の三つを對神徳と謂ふや
- △信望愛の三つを對神徳と謂ふは即ち直接に天主に對するの徳なればなり

● 信徳とは何ぞや

▲ 信徳とは天主は眞理の源にて在ますに因りて其教を堅く信する徳なり

○ 何事が信徳に背くや

△ 信徳に背くことは教を棄て、信すべき事を疑ひ、公教に背く書物を讀み、信仰を動す危険を招く事などなり

● 望徳とは何ぞや

▲ 望徳とは天主の御約束に依りて現世にては其聖寵を得來世にては終なき福樂を頼母、敷く望むの徳なり

○ 何事が望徳に背くや

△ 望徳に背く事は靈魂の救助に付いて望を絶ち、又妄に天主の憐みに縋りて罪を犯すことなどなり

● 愛徳とは何ぞや

▲ 愛徳とは萬事に超えて天主を愛し、又天主を愛する爲に他人を己の如く愛するの徳なり

○ 天主を萬事に超えて愛するとは何ぞや

△ 天主を萬事に超えて愛するとは其思召に逆ふよりは寧ろ我生命及所有物を盡く棄つる心を以て愛することなり

○ 何故に天主を萬事に超えて愛すべきや

△ 天主を萬事に超えて愛すべきは萬善の源にして人を深く恵み給ふが故なり

○ 天主を愛する事は何によりて知るべきや

△ 天主を愛することは天主の爲に惡を避け善を行ふを以て知るべきなり

○人を己の如く愛すとは何ぞや
 △人を己の如く愛すとは己の欲せざることを人にも爲さず己の欲すること人は人にも施すことなり
 ○如何なる人を愛すべきや
 △愛すべき人は朋友と仇敵とに係らず總ての人を謂ふなり
 ○何故に總ての人を愛すべきや
 △總ての人を愛すべきはイエズス、キリスト斯く命じ給ひたればなり又人は皆兄弟なればなり
 ○何事が愛徳に背くや
 △愛徳に背く事は凡て天主に背き又人を憎み、怨み、躓せ人の罪に與するなどなり
 ○人の罪に與するとは何ぞや

△人の罪に與するとは惡き事を命じ、勸め、詰ひ、賞め、又戒むべき時忽せにして戒ざるなどの事なり

第三部 聖寵を得るの道

聖寵の事

●人は自分の力にて誠を守り救霊を得べきや
 ●人は聖寵に依らざれば誠を守り救霊を得る能はざるなり
 ●聖寵とは何ぞや
 ●聖寵とは救霊を得せしむるために天主の給はる超性の恵なり
 ●聖寵には幾種ありや
 ●聖寵には二種あり助力の聖寵と成聖の聖寵是なり
 ●助力の聖寵とは何ぞや
 ●助力の聖寵とは惡を避け善を行はしめんために人の心を照ら

し強むる天主の御冥助なり
 ○ 悪人も天主の助力を蒙るなり
 △ 悪人も心を改め善を爲して救済に至るため助力を蒙るなり
 ○ 成聖の聖寵とは何ぞや
 △ 成聖の聖寵とは人の心を清くし天主の御心に適はしむる天主の御恵なり
 ○ 聖寵を有てば如何なる益あるや
 △ 成聖の聖寵を有てば天国の福樂を受くべき善業を爲すを得るなり
 ○ 成聖の聖寵を喪ふ事あるや
 △ 大罪を犯すを以て成聖の聖寵を喪ふなり
 ○ 如何にして聖寵を得るや

△ 殊に秘蹟と祈禱を以て聖寵を得るなり
 秘蹟の事
 ● 秘蹟とは何ぞや
 △ 秘蹟とは聖寵を蒙らしめん爲にイエズス、キリストの定め給ひたる記號なり
 ● イエズス、キリストは幾つの秘蹟を定め給ひたるや
 ▲ イエズス、キリストは七の秘蹟を定め給ひたり即ち洗禮、堅振、聖體、悔悛、終油、品級、婚姻是なり
 ○ 七の秘蹟は如何にして聖寵を蒙らしむるや
 △ 洗禮と悔悛の秘蹟は罪を赦して聖寵を得せしめ他の五の秘蹟は聖寵を増すものなり
 ○ 秘蹟を授かる人は總べて聖寵を蒙るや

- △ 適當なる覺悟をなして秘蹟を授かる人は必ず聖寵を蒙るなり
- 適當なる覺悟なく秘蹟を授かる人は同く聖寵を蒙るや
- △ 適當なる覺悟なく秘蹟を授かる人は聖寵を蒙らざるのみならず聖きを潰すによりて却て潰聖の大罪を得るなり
- 生涯に只一度領くる秘蹟あるや
- △ 洗禮、堅振、品級の三の秘蹟は靈魂に消えざる印號を捺るものなれば生涯に只一度領くる秘蹟なり
- 秘蹟の功能は何より出るや
- △ 秘蹟の功能はイエズス、キリストの御苦難御死去の功力より出るなり
- 洗禮とは何ぞや

洗禮の秘蹟の事

- △ 洗禮とは原罪自罪を始として其償までも全く赦し人を天主の子たらしむる秘蹟なり
- 洗禮に因りて天主の子となるとは何ぞや
- △ 洗禮に因りてキリスト信者となり聖寵を蒙むる者なれば天主の愛子となるを謂ふなり
- 洗禮は救靈を得るに必要なるや
- △ 洗禮は救靈を得るに尤も必要なり如何となればイエズス、キリスト宣はく人は水と聖靈に依りて新たに生れずば天國に入る能はずと
- 奉教人の子は何時洗禮を授かるべきや
- △ 奉教人の子は生れたる後一日も早く洗禮を授かるべし
- 既に成長して後洗禮を授からんと望む者は如何なる覺悟を爲

すべきや

▲ 既に成長して後洗禮を授からんと望む者は天主の教を辨へ之を堅く信じ又犯したる罪を一心に痛悔すべし

● 洗禮の時何を約束するや

▲ 洗禮の時悪魔と一切の悪事を棄て公教を守らんと約束をなすなり

● 何故に代父代母を立つるや

▲ 代父代母を立つるは本人の約束の證人となし且つ之を守らしむるが爲なり

● 何故に靈名を附けらるゝや

▲ 靈名を附けらるゝは聖人の名を以て己の名とし其聖人を己の保護に待み鑑になす爲なり

● 洗禮を授くるは誰なるや

▲ 洗禮を授くるは司教司祭なり然れど急なる時は誰にても之を授くるを得るなり

● 急なる時は何ぞや

▲ 急なる時は子供の病の危き時或は成長したる者の死に臨みて救を信じ洗禮を願ふ時なり

● 如何にして洗禮を授くるや

▲ 洗禮を授くるには本人の額に水を灌ぎながら我れ聖父と聖子と聖靈の御名に因て汝を洗ふと誦るなり

● 洗禮を授からずして死する者には救靈を得る者なきや

▲ 洗禮を授らざるも一生の罪を眞に悔ひ切に洗禮を望みし人或は救の爲に生命を捨てし人は救靈を得るなり

● 死に臨める未信者の子に洗禮を授くるは如何
 ▲ 死に臨める未信者の子に洗禮を授くるは是れ人の靈魂を救ふ
 事なれば奉教人の忽にすべからざる事なり

堅振の秘蹟の事

● 堅振の秘蹟とは何ぞや

▲ 堅振の秘蹟とは奉教人の信仰を堅固んが爲に聖靈と其賜を蒙

しむる秘蹟なり

● 聖靈の賜は幾つあるや

▲ 聖靈の賜は七あり即ち鋭智、明達、超見、剛毅、知識、孝愛、敬畏是なり

● 堅振の秘蹟を授くるは誰なるや

▲ 堅振の秘蹟を授くるは司教なり然れど教皇の特別の許可を以

て司祭も之を授くる事あり

○ 堅振の秘蹟を受けぬ者は救靈を得ざるや

△ 堅振の秘蹟を受けぬも救靈を得ざるにあらず然れど怠りて受

けぬ者は罪を免れざるなり

○ 如何にして堅振を授くるや

△ 堅振を授くるには司教は本人の上に手を掩ひ、聖靈の賜を祈り

求め、聖香油を以て其額に十字架を記しつゝ、「我れ聖父と聖子と

聖靈の御名に因て汝に十字架を印記、救靈の聖香油を以て汝を

堅固にす」と誦へ其頬を軽く打つなり

○ 聖香油とは何ぞや

△ 聖香油とは司教が聖木曜日聖木曜日の式に於て祝し、香を和たる油なり

○ 堅振の秘蹟に油を用ゐる意は如何

△ 堅振の秘蹟に油を用ゐるは油は物を強柔にする如く聖靈も其

賜を以て奉教人の靈魂を強柔にする意なり

○香を用ふる意は如何

△香を用ふるは香の薫る如く聖振の秘蹟を領けたる人は善徳を以て人々の鑑と成べしとの意なり

○何故に額に十字架を記すや

△キリスト信者の印號なる十字架を額に記すは教を公に守るべき事を記憶させんが爲なり

○何故に頬を打つや

△頬を打つは奉教人が教のために艱難耻辱を凌ぎ死をも厭はざるべき事を記憶へさせんが爲なり

○聖振の秘蹟を授かるに如何なる覺悟をなすべきや

△聖振の秘蹟を授るには公教の重なる箇條殊に聖振の事を辨へ、

且つ聖靈の賜を熱心に祈り告白を以て靈魂を清むる等の覺悟をなすべし

聖體の秘蹟の事

第一項 聖體の内にイエズス、キリストの存在事

- 聖體の秘蹟とは何ぞや
- ▲ 聖體の秘蹟はパンと葡萄酒の形色中にイエズス、キリストの御體と御血の籠れる秘蹟なり
- 聖體の秘蹟にはイエズス、キリストの御體と御血のみ籠れるや
- ▲ 聖體の秘蹟はイエズス、キリストの御體と御血のみならず、其御靈魂も天主の性も全く籠れるなり
- イエズス、キリストは何時聖體の秘蹟を定め給ひたるや
- ▲ イエズス、キリストは御死去の前日夕飯の時聖體の秘蹟を定め

給ひたり

● イエズス、キリストは如何にして聖體の秘蹟を定め給ひたるや

▲ イエズス、キリストは聖體の秘蹟を定め給ふにパンを取り之を祝し其使徒に與へて宣はく「汝等受けて之を食せよ、是れ汝等の爲に交すところの我が體なり」と次に爵を取り之を祝し使徒に與へて宣はく「汝等受て之を飲め、是れ我血なり」と又使徒に宣く「汝等我紀念として之を行へ」と

○「是れ我體なり是れ我血なり」との言の功能は如何

△「是れ我體なり是れ我血なり」との言によりてパンは變じて御體となり、葡萄酒は變じて御血となりたり

○「汝等我紀念として之を行へ」との言の功能は如何

△「汝等我紀念として之を行へ」との言によりてイエズス、キリスト

は使徒及其相續者なる司教司祭に聖體を作る權を與へ給ひたり

● 何故にイエズス、キリストは聖體の秘蹟を定め給ひたるや

▲ イエズス、キリストの聖體の秘蹟を定め給ひたるは一に自ら其身を犠牲として御父に捧げ二に人の靈魂を養ふが爲めなり

第二項 ミサ聖祭の事

● 如何にしてイエズス、キリストは自ら其身を犠牲として御父に獻げ給ふや

▲ イエズス、キリスト十字架に懸り給ひたる時御父に獻げ給ひし犠牲を今もミサ聖祭を以て獻げ給ふなり

● ミサとは何ぞや

▲ ミサとは司祭がイエズス、キリストより受けたる權を用ゐてバ

ンと葡萄酒をイエズス、キリストの御肉身御血に變化させ之れを犠牲として天主に獻ぐる祭なり

○ ミサ聖祭と十字架の聖祭と同じきや

△ ミサ聖祭と十字架の聖祭とは同じきものなれども其獻げ方のみ異なれり

○ 獻げ方の異なるとは如何

△ 獻げ方の異なるは十字架の上にてイエズス、キリストは血を流し死して自ら身を獻げ給ひたるにミサ聖祭にては血を流さず死せず司祭の手を以て身を獻げ給ふ事を云ふなり

○ 何の爲にミサ聖祭を獻ぐるや

△ ミサ聖祭を獻ぐるは天主を拜し、感謝し、罪を贖ひ、恩恵を求めんが爲なり

● 誰の爲にミサ聖祭を獻ぐるや

▲ 此世の人の爲にも煉獄に苦む靈魂の爲にもミサ聖祭を獻ぐるなり

● 如何にしてミサ聖祭を拜聴すべきや

▲ ミサ聖祭を拜聴する時は尊敬と信仰を盡し、御苦難御死去を思ひ出し祭壇に降臨し給ふイエズス、キリストを謹慎て拜禮むべし

第三項 聖體拜領の事

● 聖體は授かるべきものなるや

▲ 聖體は必ず授かるべきものなり如何となればイエズス、キリスト

ト宣はく「我が肉を食せず我血を飲ざれば汝等に生命なし」と何時聖體を授るべきや

▲ 聖體を授かるべきは聖會の制令に従ひ責めて毎年一度御復活の頃と危き病の時なり

● 度々聖體を授かるは利益あるや

▲ 適當の覺悟を爲して度々聖體を授かるは必ず大なる利益あり

○ 聖體を授かる利益は何ぞや

△ 聖體を授かるの利益はイエズス、キリストと同心し聖寵を増し私欲に克ち終なき生命に至らしむる是なり

○ 聖體を授かるに靈魂の肝要なる覺悟は如何

△ 聖體を授かるに靈魂の肝要なる覺悟としては聖寵と善意を持つべし

○ 聖體を授かるに聖寵を持つべきとは何ぞや

△ 聖體を授かるに聖寵を持つべきとは大罪の無き事を云ふなり

○ 大罪の身を以て聖體を領くるは如何

△ 大罪の身を以て聖體を領くるは瀆聖の甚しき罪なり

○ 然者は大罪ある者は聖體を授る前に何を爲すべきや

△ 大罪ある者は聖體を授る前に悔悛の秘蹟を以て必ず靈魂を清むべし

○ 聖體を授るに善意を持つべきとは何ぞや

△ 聖體を授るに善意を持つべきとは天主と一致せんこと善徳に進まんこと罪を避るの力を求めん等の如き天主の聖旨に叶ひたる志にて聖體を授るべきを云ふなり

○ 聖體を授るに右の外靈魂の適當なる覺悟は無きや

△ 聖體を授るに右の外靈魂の適當なる覺悟は猶ほ小罪をも忌嫌い信、望、愛、敬の心を起して熱心に祈る事なり

○ 聖體を授かるに肉身の覺悟は如何
 △ 聖體を授かるに肉身の覺悟としては前夜十二時より何を食
 せず又身を恭しく調ふべし(但し病人は此限りにあらず)
 ○ 聖體を授かりて後何を爲すべきや
 △ 聖體を授かりて後我心に降り給ひたるイエズス、キリストを
 心に拜み深く御禮を申し、御恩恵を自己の爲、又他人の爲に願ふ
 べし

悔悛の秘蹟の事

● 悔悛の秘蹟とは何ぞや
 △ 悔悛の秘蹟は洗禮を受けて後犯したる罪を赦すの秘蹟なり
 ● 如何にしてイエズス、キリストは悔悛の秘蹟を定め給ひたるや
 △ イエズス、キリストは使徒に「汝等誰の罪を釋すも其罪釋されん、

汝等誰の罪を留むるも其罪留まらん」と宣ひて使徒及び其相續
 者なる司教司祭に罪を釋す權を與へ給ひたり

○ 如何なる罪を悔悛の秘蹟に因りて赦さるゝや
 △ 如何なる罪も覺悟十分なれば赦れざることばなし

● 悔悛の秘蹟を受るに何を爲すべきや
 ● 悔悛の秘蹟を受るに何を爲すべきや

第一項 糺明の事

● 糺明とは何ぞや
 ● 糺明とは前の告白より犯したる罪を委しく告へ出すことなり
 ● 如何にして糺明すべきや
 ● 糺明する時は天主の十誡と、聖會の六の訓令と七の罪源各の職
 務自分につき思言、行、怠を以て犯したる罪を考へ出すべし

第二項 痛悔の事

- 悔悛の覺悟の中に最も必要なる事は何なるや
- ▲ 悔悛の覺悟の中に最も必要なる事は痛悔なり
- 痛悔とは何ぞや
- ▲ 痛悔とは心の底より罪を悔み嫌ひ今より更に犯すまじと決心することなり
- 口のみにて痛悔を表すは足るや
- △ 口のみにて悔痛を表すは足らず、罪は心より出るものなれば痛悔も心より出づべし
- 罪を悉く痛悔すべきや
- △ 責めて大罪を悉く痛悔すべし
- 如何程に罪を痛悔すべきや

336888

- △ 罪を犯せしは如何なる禍を受るよりも痛ましく思ふべし
- 痛悔を起すには何を考ふべきや
- △ 痛悔を起すには罪を以て至善なる天主に背きし事イエズス、キリストに苦難を負はせし事、天國の福樂を失ひて地獄の苦を受くべき事等の超性なる考を抱くべし
- 世間の罰或は損害などに由りて罪を哀しむは眞の痛悔なるや
- △ 世間の罰或は損害などに由りて罪を哀しむは超性なる痛悔にあらざれば眞の痛悔にあらざるなり
- 痛悔に幾種あるや
- ▲ 痛悔に二種あり完全なる痛悔と不完全なる痛悔是なり
- 完全なる痛悔とは何ぞや
- ▲ 完全なる痛悔とは天主を深く愛する所より其聖意に逆ひしを

哀みて罪を悔み嫌ふ事なり
 ● 不完全なる痛悔とは何ぞや
 ▲ 不完全なる痛悔とは天主に逆ひしを哀むより殊更に地獄の罰を恐れて罪を悔み嫌ふ事なり
 ○ 完全なる痛悔の功力は如何
 ▲ 完全なる痛悔の功力は秘蹟を受けざるも受くるの望みさへあらば罪の赦免を得せしむるものなり
 ○ 不完全なる痛悔も罪の赦免を得せしむるや
 ▲ 不完全なる痛悔にては洗禮或は悔悛の秘蹟に依らざれば罪の赦免を得ざるなり
 ○ 何故に罪を犯すまじと決心すべきや
 ▲ 罪を犯すまじと決心する故は如何程罪を悔むも此後罪を避け

んどの決心なければ其痛悔は眞の痛悔にあらざればなり

第三項 告白の事

● 告白とは何ぞや
 ▲ 告白とは赦宥を受けんが爲め己の罪を司祭に言ひ願はすことなり
 ○ 罪の赦宥を得んがためには何故告白すべきや
 ▲ 罪の赦宥を得んがために告白すべきは是れイエズス、キリストの御定に因るものにして告白に因らざれば司祭は罪を赦宥すべきや否を知る能はざるが故なり
 ● 適當に告白するには如何にすべきや
 ▲ 適當に告白するには大罪と其數と其事状の場合を漏れなく眞實に明瞭に言ひ願はすべし

○小罪も告白すべきや
 △小罪は告白せざるも宜しと雖も之れを告白するは安全にして益あり
 ○罪の數を忘れたる時は如何すべきや
 △罪の數を忘れたる時は一週間或は一ヶ月間に凡そ幾度犯したりと言ひ顯はすべし
 ○告白すべき事状の場合とは如何
 △告白すべき事状の場合とは即ち小罪が場合に依りて大罪となる時或は大罪ながら其種類が變はる時なり
 ○眞實に告白すとは何ぞや
 △眞實に告白すとは己が罪を認めたる儘増し減らしなく詐はる事なく言ひ顯はす事なり

○告白の時大罪を隠さば如何
 △告白の時大罪を隠さば罪一つとして赦されざるのみならず其上又瀆聖の罪を犯すなり
 ○大罪を隠したる時は如何にすべきや
 △大罪を隠したる時は其時の罪は勿論其後の罪をも新たに告白すべし
 ○大罪を忘れたる時は如何にすべきや
 △大罪を忘れたる時は次の告白に於て之を言ひ顯はすべし
 ○明に告白すとは何ぞや
 △明に告白すとは司祭の解り易き様に罪を言ひ顯はす事なり
 ●告白を爲すに於て何時も司祭より罪の赦宥を蒙るや
 △告白を爲すに於て罪の赦宥を蒙るは其人の覺悟如何に因るも

のなり

○司祭は何の言を以て人の罪を赦宥すや

△司祭は人の罪を赦宥す時我れイエズス、キリストの権力を以て

聖父と聖子と聖霊の御名に因て汝の罪を赦すとの言を以てす

○右の言の功能は如何

△右の言に因りて罪を赦され終なき罰を免れて天主の聖寵と罪

を避くるの助力とを蒙るなり

●告白に於て罪を赦されざる人は如何にすべきや

▲告白に於て罪を赦れざる人は次の告白に能く覺悟をなして再

び司祭の赦しを請ふべし若し他の司祭に請ふ時は前に赦れざ

りし其罪を再び言ひ顯はすべし

○司祭は告白に係る事を漏すを得るや

△司祭は告白に係る事は決して漏らすべからざるなり

第四項 償の事

●償とは何ぞや

▲償とは天主に背きたる事と他人に掛けたる損害とを補ふこと

なり

○罪の赦を受けたるも天主に對して償ふべきとは何ぞや

△罪の赦を受けたるものは地獄の限なき罰を免さるれども限あ

る罰は此世に於て或は煉獄に於て果すべし

○如何に天主に對して償ふを得るや

△天主に對して償ふを得るは司祭より命せられたる科送を務む

るは勿論其外善業を盡し又此世の苦勞心配などを堪忍ぶを以

てなり

- 如何に他人に對して償ふべきや
- △ 他人に對して償ふは其身財産名譽に損害を掛けたるを補ふを以てなり
- 償を赦す特別の法あるや
- △ 償を赦す特別の法は聖會の施す贖宥是なり
- 贖宥とは何ぞや
- ▲ 贖宥とは赦されたる罪の償の不足を補ふものなり
- 贖宥は何れより出るや
- △ 贖宥はイエズス、キリスト 聖母マリア 及諸聖人の餘功より出るなり
- 贖宥に幾種あるや

- △ 贖宥に二種あり全贖宥と分贖宥是なり
- 全贖宥とは何ぞや
- △ 全贖宥とは贖の不足を全く補ふを謂ふなり
- 分贖宥とは何ぞや
- △ 分贖宥とは贖の不足の一分を補ふを謂ふなり
- 贖宥を施す者は誰なるや
- △ 贖宥を施す者は教皇及司教なり
- 贖宥を蒙らんとするには何をなすべきや
- △ 贖宥を蒙らんとするには大罪なくして命せられたる事を謹みて勤むべし
- 煉獄の靈魂に贖宥を讓る事を得るや
- △ 煉獄の靈魂に贖宥を讓る事を得るなり

終油の秘蹟の事

- 終油の秘蹟とは何ぞや
- ▲ 終油の秘蹟とは聖油を病人の五體に傳けて靈魂を助け又時として體をも助け療す秘蹟なり
- 病人の靈魂を助くることは何ぞや
- ▲ 病人の靈魂を助くることは終油は一生の罪の痕跡を除き死去と審判の恐怖を減し、惡魔の誘に勝たしむる等なり
- 如何様にして終油の秘蹟を授くるや
- ▲ 終油の秘蹟を授くるに司祭は聖油を以て病人の目、耳、鼻、口、手、足に十字架を印し以て之が爲に祈るなり
- 如何なる者が終油の秘蹟を受くべきや
- ▲ 終油の秘蹟を受くべき者は罪を犯し得る年になりて病の危きに及びたる信者なり
- 終油の秘蹟を受くるに如何なる覺悟をなすべきや
- ▲ 終油の秘蹟を受くるには罪を痛悔するは勿論又成るべく告白をもなすべし
- 度々終油の秘蹟を受くる事を得るや
- ▲ 終油の秘蹟は一の病の中に只一度受くるなり然れども全快の後再び病危き時は是を復受くるを得るなり
- 司祭在らざる時、死に臨める者は如何にすべきや
- ▲ 司祭在らざる時、死に臨める者は生涯の罪につきて完全なる痛悔を起すべし
- 看護人の心得如何
- ▲ 看護人は病人に痛悔を勧め頼母敷心を起させ又己を天主に任

憑すべき事を諭して厚く其心を慰さむべきなり

品級の秘蹟の事

● 品級の秘蹟とは何ぞや

▲ 品級の秘蹟は公教會の司祭を立て之に聖職を勤むる爲に權力

と聖寵を蒙らしむる秘蹟なり

● 品級の秘蹟に依りて司祭は如何なる權力を授かるや

▲ 品級の秘蹟に依りて司祭はミサ聖祭を獻げ、秘蹟を授け、教を説

く等の權力を授かるなり

○ 品級は幾段あるや

△ 品級は七段あり上三段下四段是なり

○ 品級の秘蹟を授くる者は誰なるや

△ 品級の秘蹟を授くる者は司教のみなり

○ 何故に司祭は不犯を守るや

△ 司祭が不犯を守る故はイエズス、キリストに倣ひ、身も心も深く

して恭く聖職を勤め且つ妻子の附き纏ひを免れて専ら他人を

助くる務を盡す爲なり

○ 信者は司祭に對して如何なる務あるや

△ 信者は司祭に對して愛敬を盡し、其導きに從ひ、之れが爲に祈り

力を盡して之を補佐くべし

婚姻の秘蹟の事

● 婚姻の秘蹟とは何ぞや

▲ 婚姻の秘蹟は男女の縁を聖くし夫婦の務を盡すために聖寵を

蒙らしむる秘蹟なり

● 夫婦の務とは何ぞや

▲夫婦の務は互に相愛し、不足を忍びて、貞節を守り、公教の旨に従て其子供を育つる事是なり

●婚姻を爲すに時として妨げあるや

▲婚姻を爲すに妨なるは例へば奉教人は異教人又は近き親戚と婚姻を結ぶべからずとの類なり、(但し已むを得ざる場合には司祭に指揮を請ふべし)

○婚姻の秘蹟を受くるに如何なる覺悟を爲すべきや

△婚姻の秘蹟を受くる覺悟は婚姻を以て一生の縁を結ぶ事を考へて厚く天主の助力を願ひ悔悛の秘蹟を以て心を潔むべし

○婚姻を成さんと爲る者は其の式を如何に行ふ可きや

△婚姻を成さんと爲る者は聖會の定めによりて主任司祭及び二名以上の證人の前にて夫婦の結約を言交はして其の式を行ふべし

べし

●婚姻を結びたる者は離縁するを得るや

▲婚姻を結びたる者は離縁するを得ざるなり如何となればイエズス、キリスト宣はく「神の配せ給へる者を人は分つべからず」と

○両親は子供の婚姻に就いて如何なる務あるや

△両親は子供の婚姻に就いて其靈魂と身分のために慮るべし、又妄に婚姻を強ふべからず

祈禱の事

●祈禱とは何ぞや

▲祈禱とは天主に心を捧げて天主を讚美敬ひ之れに御禮を申し、罪の赦し又は恩恵を請ふことなり

●祈禱は必要なるや

▲祈の祈は聖寵及救靈を求むる爲に最も必要なり

○如何にして祈るべきや

△祈る時は心を傾みて天主の御前に在る事を思ひ我が願を必ず

聞き容れ給はんと頼もしく思ふべし

○何時祈るべきや

△格別に朝晩及食事の前後、取分け主日、又禍ひ、誘惑あるときに祈

るべし

第一項 主禱文の事

●祈禱の中最も優れたるは何ぞや

▲祈禱の中最も優れたるは主禱文なり、即ち

天に在す我等の父よ、願くは御名の尊崇れんことを、御國の格ら

んことを、聖旨の天に行はるゝ如く地にも行はれんことを、我等

の日用の糧を、今日我等に與へ給へ、我等が人に免す如く、我等の罪を免し給へ、我等を試に引き給はざれ、我等を惡より援ひ給へ、
亞孟

●何故に此祈を主禱文と謂ふや

▲此祈を主禱文と謂ふは主イエズス、キリストの自ら訓へ給ひた

る祈禱なればなり

○何故に天主を父と謂ふや

△天主を父と謂ふは天主は我等を造り、洗禮に因りて我等を其愛

子となし給ひたるが故なり

○何故に「天に在す」と云ふや

△「天に在す」と云ふは天主は何處にも在すと雖も殊に天に於て其

榮を顯はし、又天國は我等に永福を與へ給はんとする所なれば

なり
 ○何故我父と申さずして我等の父と云ふや
 △我が父と申さずして我等の父と云ふは天主は總ての人の父にて在せば人々は兄弟にして相互の爲に祈るべきに因ればなり
 ○御名の尊崇れん事をこの意味は如何
 △御名の尊崇れん事をこの意味は天主の御名が汚されずして普く世に知られ普く崇められんことを願ふの意味なり
 ○御國の格らん事をこの意味は如何
 △御國の格らん事をこの意味は我が靈魂に益々聖寵の下り、聖會の盛になり人々一般に天國の福樂を蒙らん事を願ふの意味なり
 ○聖旨の天に行はるゝ如く地にも行れん事をこの意味は如何
 △聖旨の天に行はるゝ如く地にも行れん事をこの意味は天に於ける天

使聖人が御思召に従へる如く地に於ても總の人が御思召に従ふに至らん事を願ふの意味なり
 ○我等の日用の糧を今日我等に與へ給へこの意味は如何
 △我等の日用の糧を今日我等に與へ給へとは我等の靈魂と肉體の爲に必要なものを日々天主より與へられん事を願ふの意味なり
 ○我等が人に免す如く我等の罪を免し給へこの意味は如何
 △我等が人に免す如く我等の罪を免し給へとは我等に對して過失ある者を免す如く天主よりも我等の罪を免されん事を願ふの意味なり
 ○我等を試に引き給はざれこの意味は如何
 △我等を試に引き給はざれとは我等を總ての誘ひより遁れしめ

且つ之に堪ゆる助力を下し給はん事を願ふの意味なり

○我等を悪より援ひ給へ」との意味は如何

△我等を悪より援ひ給へ」とは總ての悪即ち禍災と罪と地獄とを免れん事を願ふの意味なり

○「アメン」の意味は如何

△「アメン」は然かあれかしとの意味なり

第二項 天使祝詞の事

●聖母マリアに對する祈の中最も優たるは何ぞや

▲聖母マリアに對する祈の中最も優たるは天使祝詞なり即ち

慶たし聖寵満充てるマリア、主爾と共に在す爾は女の中にて祝せらる又御胎の御子耶穌祝せられ給ふ、天主の御母、聖マリア罪人なる我等の爲に今も臨終の時も祈り給へ、亞孟

●天使祝詞は幾部あるや

▲天使祝詞は二部あり一は大天使ガブリエルと聖女エリザベト

と宣べたる言なり一は聖會の加へたる祈願なり

○慶たし聖寵満充てるマリアと云ふは如何

△慶たし聖寵満充てるマリアと云ふは聖母マリアは總ての人々

よりも饒に聖寵を蒙り給へばなり

○主爾と共に在すと云ふは如何

△主爾と共に在すと云ふは天主は固より善人の心に住み給へど

も格別に聖母マリアの上に存ませばなり

○爾は女の中にて祝せらる」と云ふは如何

△爾は女の中にて祝せらる」と云ふは天主は總ての女の中よりマ

リアを撰みて御子の母となし給ひたればなり

○又御胎の御子耶穌祝せられ給ふと云ふは如何
 △又御胎の御子耶穌祝せられ給ふと云ふは耶穌は天に於ても地
 に於ても尊敬せらるゝ者なれば聖母にも榮譽の及ぶを云ふな

○聖會の加へたる祈願の意は如何

△聖會の加へたる祈願は何の場合に於ても聖母マリアの御轉達
 を求むるとの意なり

信者日々の務の事

●朝目の覺たる時何を爲すべきや

▲朝目の覺たる時は先づ十字架の印を爲しイエズスとマリアの
 御名を稱へ其日の業を悉く天主に獻げ謹愼みて衣服を着成る
 べく早く朝の祈をなすべし

●如何なる心を以て職業を務むべきや

▲職業は天主の命令する所なりと思ひて務むべし

○如何なる心を以て艱難病苦等を堪へ忍ぶべきや

△艱難病苦などは罪の償とし、イエズス、キリストの御苦難に合せ
 て天主に獻ぐる心を以て堪へ忍ぶべし

●食事の前後に何を爲すべきや

▲日々の糧は天主の御恩恵なれば食事の前後に御禮を申すべし

○休息の時は殊に何を避くべきや

△休息の時は凡て善徳に背く事、取分け讒言、誹謗、邪淫等に係る事
 を避くべし

○誘惑に逢ふときは如何にすべきや

△誘惑に逢ふときは只管天主の助力を願ひ速かに之を防ぐべし

○大罪に陥りたる時は如何にすべきや
 △大罪に陥りたる時は直に痛悔を起し成るべく早く悔悛の秘蹟を受くべし
 ●夜に入らば何を爲すべきや
 ▲夜に入らば晩の祈をなし且つ當日犯したる罪を糺明し痛悔を起すべし
 ●眠らんとする時は何を爲すべきや
 ▲眠らんとする時は慎みて衣服を脱ぎ十字架の印を爲しイエズスとマリアの御名を唱へ守護の天使に身を任かすべし
 ○是の如く務を治むる信者は如何
 △是の如く務を治むる信者は現世にては常に心を安じ天主の寵愛を蒙り來世にては天國の福樂を受くべきものなり

附録

●急なる場合に於いて人に洗禮を授けんとする時之れに是非誨ふべき事柄は何ぞや
 ▲急なる場合に於て人に洗禮を授けんとする時之れに誨ふべき事柄は即ち靈魂の消滅ざる事天國の福樂と地獄の苦みの終りなき事天主の必ずある事三位一體の事第二位は人となりて十字架に磔附られ人々の罪を贖ひ給ひたる事救主イエズスキリストに依り頼むべき事天主を愛し奉るべき事生涯の罪を痛悔すべき事罪の赦宥を得て天國に入るために洗禮を受くべき事等是なり

公教要理終

主要なる祈禱

○聖父と聖子と聖靈の御名に由て亞孟

○主禱文

天に在す我等の父よ、願くは御名の尊崇れんことを、御國の格ら
んことを、聖旨の天に行はるゝ如く地にも行はれんことを。我等
の日用の糧を今日我等に與へ給へ。我等が人に免す如く我等の
罪を免し給へ。我等を試に引き給ざれ。我等を惡より援ひ給へ。亞
孟

○天使祝詞

慶たし聖寵充滿てるマリヤ、主爾と共に在す。爾は女の中にて祝
せらる。又御胎の御子耶穌祝せられ給ふ。天主の御母、聖マリヤ罪
人なる我等の爲に今も臨終の時も祈り給へ。亞孟

○使徒信經

我は天地の創造主全能の父なる天主を信す。又其の御獨子、我等
の主耶穌基督、即ち聖靈に由て孕り、童貞マリヤより生れ、ポンシ
ヨ、ピラトの管下にて苦を受け、十字架に釘られ、死して葬られ、古
聖所に降りて三日目に死者の中より蘇り、天に昇りて全能の父
なる天主の右に座し、彼處より生る人と死せる人を審かん爲に
來り給ふ主を信す。我は聖靈、聖公會、諸聖人の通功罪の赦免、肉身
の活復、終なき生命を信じ奉つる亞孟

○告白の祈禱

全能の天主終童貞なる聖マリヤ、大天使聖ミカエル、洗者聖ヨ
ハキ使徒聖ペトロ、聖ポール及び諸聖人にむかひて告白し奉つ
る、我は思ひ言と行を以て多くの罪を犯せり。是我が過なり、我が

過なり、我が最と大なる過なり。是に由て終生童貞なる聖マリヤ
 大天使聖ミカエル、洗者聖ヨハネ、使徒聖ペトロ、聖ポーロ及び諸
 聖人に、我の爲主なる我等の神に祈られんことを願ひ奉つる。
 願はくは全能の天主、我等を憐み、我等の罪を赦免して終なき生
 命へ導き給へ。亞孟。
 願はくは全能にして慈悲なる主、我等の罪を憐み、其の赦免を與
 へ給へ。亞孟。

○信徳誦

眞理の源なる天主、主は偽る能はざる者にますが故に、我は主が
 聖公會に垂て我等を諭したまへる教を悉く信じ奉つる

○望徳誦

至善なる天主、主は約束を違へさせ給はざる故、救世主、耶穌基督

の功徳に因て、其の約束の如く、我に終りなき生命と之を得べき
 聖寵とを必ず與へたまはんことを望み奉つる

○愛徳誦

愛の源なる天主、主は限なく善にして又限なく愛すべき者と座
 すに因、我心を盡し、力を盡して深く愛し奉つる。又主を愛するが
 爲に他人をも我が身の如く愛せんことを務め奉つる

○痛悔の祈禱

嗚呼天主、我主の限なく嫌ひ給ふ罪を以て限なく愛すべき聖父
 に背きしを深く悔み奉つる、御子耶穌基督の流し給る聖血の功
 徳に因て我が罪を赦し給へ。聖寵の扶を以て今より心を改め、再
 び罪を犯して聖意に背くことあるまじと決心し奉つる。

明明明
治治治
四三三
十四十七二
年年年年
八月七月六
月月月
卅四八三十
一四八
日日日
參再發印
版版行刷

定價金六錢

編輯者兼

東京市京橋區明石町卅六番地
天主教會

天主教會
代表者

東京市本所區橫川町七十四番地
本城昌平

印刷者

橫濱市太田町五丁目八十七番地
村岡平吉

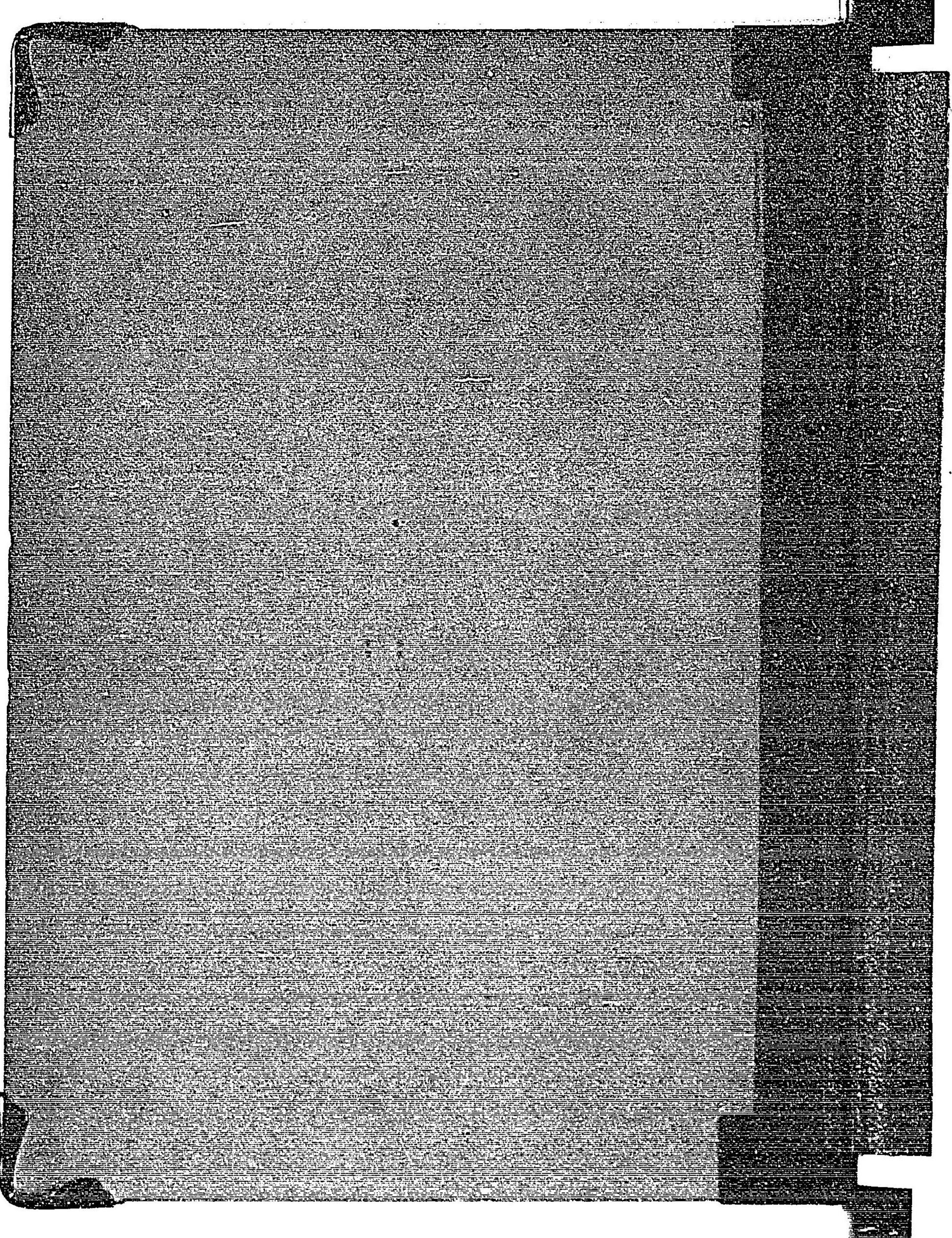
賣捌所

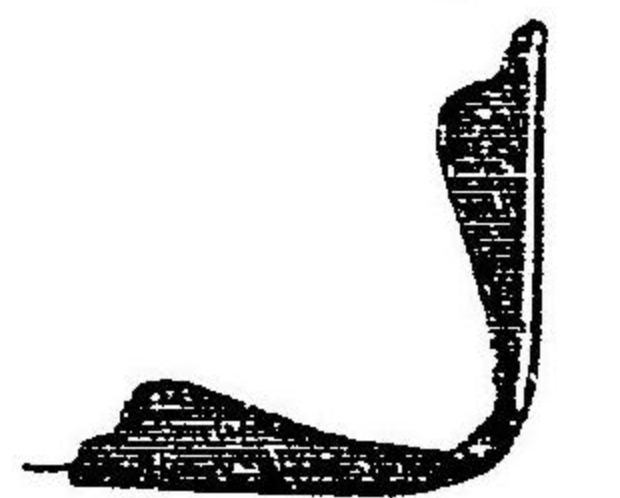
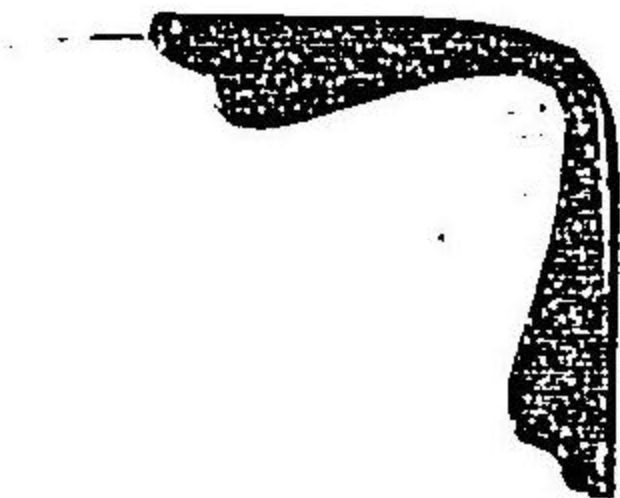
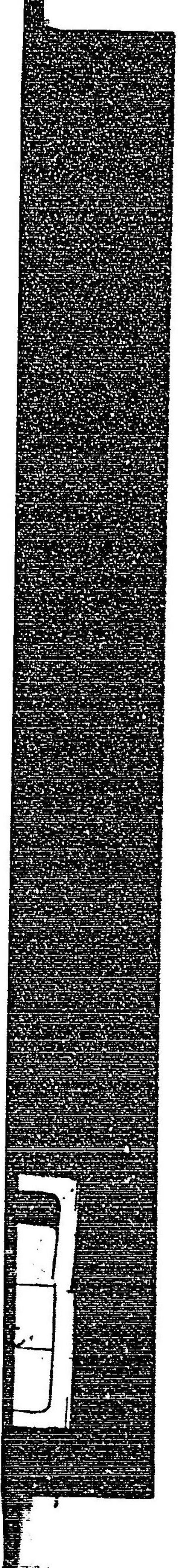
各地方天主教會

印刷所

橫濱市山下町八十一番地
福音印刷合資會社

2P-99





198.2

Te147t

国立国会図書館

021035-000-5

198.2-Te147t

天主教要理

天主公教会 / 編

M44

ABI-0891

